Make More Sustainable
サステナブルインフラの「いちご」

2023年3月30日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごオフィスリート投資法人
代表者名　執行役員　福永　隆明
（コード番号 8975）www.ichigo-office.co.jp
資産運用会社名
いちご投資顧問株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員　岩井　裕志
問合せ先　常務執行役員オフィスリート本部長
加茂　勇次
（電話番号　03-3502-4891）

臨時投資主総会の目的事項に対する反対表明の通知書受領のお知らせ

いちごオフィスリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）は、2023年3月17日付「投資主による臨時投資主総会の招集請求のお知らせ」に記載のとおり、本投資法人の投資主様である、Berkeley Global, LLC（以下、「本招集請求者」という。）より、臨時投資主総会の招集請求を受けました。

この招集請求に関連し、本投資法人の投資主様（以下、「通知人」という。）より、本投資法人および本招集請求者に対し、臨時投資主総会の目的である事項の一部に反対を表明する旨の通知書（以下、「本通知書」という。）を2023年3月29日付で受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 通知人である投資主
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド（以下、「いちごトラスト」という。）
（1 NORTH BRIDGE ROAD, 06-08 HIGH STREET CENTRE, SINGAPORE 179094
Director Navaid Ejaz Farooqi）
いちごトラストは、本投資法人の総発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月以上引き続き有している、本投資法人の筆頭投資主様です。

2. 本通知書の内容
(1) 投資主総会の目的である事項のうち、以下の議案（以下、「本選任議案」という。）に反対する。
・執行役員杉原亨選任の件
・監督役員藤永明彦選任の件

(2) 反対を表明する理由（本通知書より抜粋）
投資信託及び投資法人に関する法律第93条は、投資主総会における定足数の確保と投資法人の円滑な運営を目的としていわゆる「みなし賛成」制度を定めており、多くの投資法人同様、本投資法人も規約第15条において、同制度を採用しております。通知人は、本招集請求者の提案内容を精査しましたが、少なくとも本選任議案にかかる議案については、投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断が必要であるため、投資主の多数意思が反映されない危険性のある「みなし賛成」制度の適用は相応しくないと考えております。
議決権行使とは、投資主が投資法人の運営や意思決定に参加する貴重な機会であり、投資主の能動的な意見の表明です。一方、「みなし賛成」制度においては、投資法人の運営に対し議決権行使を行わない投資主の議決権が機械的に賛成とみなされてその賛否が決定されるため、議案の内容を真摯に検討した上で、実際に議決権行使を行使した投資主の意思に反する結果をもたらす危険性があります。このため却って本投資法人の価値、ひいては投資主の共同の利益を毀損する可能性があると危惧しております。

なお、規約第15条3項は、かかる弊害を考慮し、6か月以上前から総発行済投資口の100分の1以上の投資口を引き続き有する投資主が、一定の議案について反対の意思を本投資法人等に通知した場合には、「みなし賛成」制度の適用を排除する旨が規定されております。

通知人は、正式に投資主総会の招集が決定された場合には、必要に応じて、あらためて通知させていただく予定ではありますが、同項の適用につき、疑義が生じる事態を防ぐことを目的として、念のため本書（本通知書）をもって、本投資法人、及び本招集請求者（略）に対し、本選任議案に反対である旨を通知いたします。

3. 本招集請求ならびに本通知書に対する対応方針

本招集請求ならびに本通知書に対する本投資法人および本投資法人の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社の考え方および対応方針については、本招集請求ならびに本通知書の内容を慎重に検討のうえ、決定次第お知らせいたします。

以　上

（ご参考）

本投資法人は、規約第15条第1項において、投資主様が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使をしないときは、当該投資主様は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす、いわゆるみなし賛成の規定を設けていますが、同条第3項において、本選任議案のような役員選任議案その他の同項各号に規定する議案が投資主総会に提出されることについて、本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日または招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主様が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員もしくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人および招集権者の双方）に通知した場合は、当該議案についてはみなし賛成を適用しない旨を規定しています。